

兵庫県公報

平成20年3月31日 月曜日 第15号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

規 則	ページ
単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則及び単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）.....	2
母子保健規則の一部を改正する規則（健康増進課）.....	8
工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則（工業振興課）.....	12
兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（住宅管理課）.....	18

公布された法令のあらまし

●単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則及び単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（規則第39号）

- 1 国及び他の都道府県における職員の給与並びに本県の一般職に属する職員の給与との均衡を考慮し、単純な労務に雇用される職員の給与改定を行うとともに、現下の厳しい財政状況を考慮して、その給与を減額する等所要の整備を行うこととした。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための育児短時間勤務制度が設けられたこと及び地方公務員法の一部改正により職員の申請に基づく大学等における課程の履修又は国際貢献活動のための休業制度が設けられたこと等に伴い、育児短時間勤務をする職員で単純な労務に雇用されるものの給与及び勤務時間について所要の整備を行うこととした。

●母子保健規則の一部を改正する規則（規則第40号）

負担の公平を図る観点から未熟児の養育に必要な医療の給付に要する費用の全部又は一部を当該給付を受けた者等から徴収する等所要の整備を行うこととした。

●工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則（規則第41号）

- 1 所要経費を踏まえ、機械器具使用料、試験手数料及び加工手数料について、適正化を図ることとした。
- 2 機械器具の新規購入等に伴い、当該機械器具に係る機械器具使用料の額を定める等所要の整備を行うこととした。
- 3 機械器具の廃止処分に伴い、当該機械器具に係る機械器具使用料、試験手数料及び加工手数料の規定を削除することとした。

●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第42号）

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）の一部改正により、県営住宅の共同施設である駐車場の利用について知事の許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならないこととする等必要な手続を定めることに伴い、次のとおり所要の整備を行うこととした。

- 1 駐車場の名称、位置等
県営住宅の駐車場（以下「駐車場」という。）の名称、位置等を定める。
- 2 駐車場の利用許可申請書等
 - (1) 利用許可を受けようとする者が知事に提出しなければならない申請書は、駐車場利用許可申請書によるものとする。
 - (2) (1)の申請書の記載事項は、次のとおりとする。
 - ア 氏名及び住所
 - イ 利用の許可を受けようとする駐車場の名称
 - ウ 駐車場の利用に係る自動車の登録番号及び種別
 - エ 駐車場の利用開始予定年月日
 - (3) (1)の申請書には、自動車検査証の写しその他知事が必要と認める書類を添付しなければならないものとする。

3 駐車場利用許可書

条例の規定による利用許可をする旨の通知は、駐車場利用許可書を交付することにより行うものとする。

4 申請内容の変更等の届出

- (1) 条例の規定による利用許可に係る申請内容の変更の届出をしようとする者は、駐車場利用変更届に、変更に係る事項を証する書類を添付して、これを知事に提出しなければならないものとする。
- (2) 条例の規定による駐車場の利用の廃止の届出をしようとする者は、駐車場利用廃止届を知事に提出しなければならないものとする。

5 駐車場の利用料金の限度額

駐車場の利用に係る料金の限度額を定める。

6 指定管理者の管理

条例に基づく権限のうち、駐車場の利用に係る次に掲げる権限は、指定管理者が行うものとする。

- (1) 利用許可をする権限
- (2) 3の通知をする権限
- (3) 4の届出を受理する権限
- (4) 利用許可を取り消し、及び駐車場の明渡しを請求する権限

規 則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則及び単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第39号

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則及び単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則(昭和35年兵庫県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「職員の育児休業及び部分休業に関する条例」を「職員の育児休業等に関する条例」に改め、「第7条」の右に「及び第10条の12」を、「、育児休業」の右に「又は休業条例第10条の3の規定による休業」を加える。

第9条の2第2項中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

第9条の3第2項中「任期付職員条例」を「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育休法」という。)第18条第1項又は任期付職員条例」に、「第3条第3項」を「第3条第4項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(育児短時間勤務職員等の給与に関する特例)

第9条の4 育休法第10条第3項の規定により育児短時間勤務の承認を受けた職員(育休法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。)の給料月額、この規則の規定により得られた給料月額に、勤務時間規則第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

附則に次の1項を加える。

(給料月額の特例)

12 当分の間、職員の給料月額(単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年兵庫県規則第14号。以下「平成18年改正規則」という。)附則第2項及び単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則及び単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(平成20年兵庫県規則第39号。以下「平成20年改正規則」という。)附則第2項の規定により支給される給料の額を含む。以下この項において同じ。)は、第3条から第5条まで及び第8条から第9条の4まで、平成18年改正規則附則第2項並びに平成20年改正規則附則第2項の規定により定められる額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎とな

る給料月額については、この限りでない。

- (1) 第10条の規定により一般職員の例により支給する期末手当について、給与条例第25条第5項の規定による期末手当基礎額の加算を受ける職員 100分の2.8
 (2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の2.5

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条、第9条の2関係）

技 能 労 務 職 給 料 表

職員の区分	号給	給料月額
	1	-
	2	-
	3	-
	4	-
	5	-
	6	-
	7	-
	8	-
	9	121,600
	10	122,500
	11	123,500
	12	124,400
	13	125,400
	14	126,400
	15	127,400
	16	128,400
	17	129,200
	18	130,200
	19	131,200
	20	132,300
	21	133,100
	22	134,100
	23	135,100
	24	136,100
	25	137,200
	26	138,400
	27	139,600
	28	140,800
	29	141,900
	30	143,100
	31	144,300
	32	145,500

	33	146,700
	34	148,200
	35	149,700
	36	151,200
	37	152,600
	38	154,100
	39	155,600
	40	157,100
	41	158,600
	42	160,400
	43	162,200
	44	164,000
	45	165,800
	46	167,500
	47	169,200
	48	170,900
	49	172,600
	50	174,100
	51	175,600
	52	177,100
	53	178,500
	54	180,000
	55	181,500
	56	183,000
	57	184,500
	58	185,700
	59	187,000
	60	188,300
	61	189,700
	62	190,800
	63	192,000
	64	193,200
	65	194,400
	66	195,600
	67	196,700
	68	197,800
	69	200,500
	70	202,000
	71	203,500

	72	205,000
	73	206,500
	74	208,100
	75	209,700
	76	211,300
	77	212,700
	78	214,400
	79	216,100
	80	217,800
	81	219,300
	82	220,500
	83	221,700
	84	222,900
	85	224,200
	86	225,800
再任用職員	87	227,400
以外の職員	88	229,000
	89	230,700
	90	233,700
	91	236,600
	92	239,400
	93	247,700
	94	249,100
	95	250,500
	96	251,900
	97	253,100
	98	254,400
	99	255,700
	100	257,000
	101	258,100
	102	259,400
	103	260,700
	104	262,000
	105	263,100
	106	264,300
	107	265,500
	108	266,700
	109	267,900

110	269,100
111	270,300
112	271,500
113	272,500
114	273,600
115	274,700
116	275,800
117	276,900
118	278,000
119	279,100
120	280,200
121	281,300
122	282,400
123	283,500
124	284,600
125	285,500
126	286,600
127	287,700
128	288,800
129	289,700
130	290,700
131	291,700
132	292,700
133	293,600
134	294,600
135	295,600
136	296,600
137	297,400
138	298,300
139	299,200
140	300,100
141	301,000
142	301,900
143	302,800
144	303,700
145	304,500
146	305,300
147	306,100
148	306,900

	149	307,700
	150	308,500
	151	309,300
	152	310,100
	153	310,700
	154	311,400
	155	312,100
	156	312,800
	157	313,500
	158	314,100
	159	314,700
	160	315,300
	161	316,000
	162	316,500
	163	317,000
	164	317,500
	165	317,800
	166	318,300
	167	318,800
	168	319,300
	169	319,600
	170	320,000
	171	320,400
	172	320,800
	173	321,300
	174	321,700
	175	322,100
	176	322,500
	177	322,900
再任用職員		247,700

別表第2特1種職員及び1種職員の款短大卒の項中「42号給」を「40号給」に改め、同款高校卒の項中「34号給」を「32号給」に改め、同款中学卒の項中「22号給」を「20号給」に改め、同表2種職員の款中「17号給から90号給まで」を「15号給から88号給まで」に改め、同表3種職員の款中「13号給から88号給まで」を「11号給から86号給まで」に改める。

(単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年兵庫県規則第80号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」を「育休法第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用され

た職員」を「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育休法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育休法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（育休法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

第4条第1項ただし書中「任命権者は」の右に「、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし」を加え、「これらの日に加えて、」を「日曜日及び土曜日に加えて」に、「おいて、」を「おいて」に改め、同条第2項ただし書中「ただし」の右に「、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし」を加える。

第5条第2項本文中「（短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日」を「の週休日（育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日）」に改め、同項ただし書中「必要」の右に「（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）」を、「8日（」の右に「育児短時間勤務職員等及び」を、「割合で週休日」の右に「（育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週当たり1日以上）の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）」を加える。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第8条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第10条中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第9条第1項」を「育休法第19条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（給料に関する経過措置）

2 この規則の施行に伴う職員の号給の切替え、経過措置等については、職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成20年兵庫県条例第14号）附則の規定の例による。

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関して必要な事項は、知事が別に定める。

母子保健規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第40号

母子保健規則の一部を改正する規則

第1条 母子保健規則（昭和41年兵庫県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第11条の次に次の1条を加える。

（費用の徴収）

第11条の2 知事は、法第21条の4第1項の規定により、養育医療の給付に要する費用の全部又は一部を当該措置を受けた者（以下「受療者」という。）又はその扶養義務者（以下これらの者を「納入義務者」という。）から月額により徴収する。

第12条から第14条までを次のように改める。

(徴収金の額)

第12条 前条の規定により徴収する費用(以下「徴収金」という。)の額は、別表の左欄に掲げる納入義務者の属する世帯の階層区分に応じて、同表中欄に掲げる額とする。ただし、同一納入義務者の属する世帯から同時に2人以上の者が法第20条の規定による措置を受けた場合におけるその期間に係る徴収金の額は、同表中欄に掲げる額に、同表右欄に掲げる額に当該措置を受けた者の1人を超える人数を乗じて得た額を、加算した額とする。

2 前項の規定により算出される額が法第21条第2項の規定により県が支弁した額を超えるときは、県が支弁した額を徴収金の額とする。

3 月の途中で措置をし、又は措置を解除した場合におけるその月の徴収金の額は、日割計算による。

(徴収金の免除)

第13条 知事は、災害、病気その他やむを得ない理由により納入義務者が徴収金の額の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

2 前項の規定による免除を受けようとする者は、養育医療費徴収金免除申請書(様式第15号)に必要な証明書類を添えて、これをその者に係る措置を受けた者の居住地を管轄する県民局長を経て、知事に提出しなければならない。

(徴収金の額等の決定の通知)

第14条 知事は、第12条の規定により徴収金の額を決定したとき、又は前条の規定により徴収金の免除の決定をしたときは、その旨を、納入義務者の居住地を管轄する県民局長を経て、当該納入義務者に通知するものとする。

第15条中「法第20条第1項の規定による養育医療の給付を受ける者(以下「受療者」という。)の扶養義務者は、当該受療者が」を「納入義務者は、その」に改める。

第16条中「第20条第4項」を「第20条第5項」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第12条関係)

納入義務者の属する世帯の階層区分			徴収金の額 (月額)	徴収加算額 (月額)
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0
B階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,600	260
C階層	A階層及びD階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	1 均等割の額のみ在世帯 (所得割の額のない世帯)	5,400	540
		2 所得割の額がある世帯	7,900	790
D階層	A階層及びB階層を除き、前年分の所得税の課税世帯であつて、その所得税の年	1 30,000円以下	10,800	1,080
		2 30,001円から80,000円まで	16,200	1,620
		3 80,001円から140,000円まで	22,400	2,240
		4 140,001円から280,000円まで	34,800	3,480

額区分が次の額である世帯	5	280,001円から500,000円まで	49,400	4,940
	6	500,001円から800,000円まで	65,000	6,500
	7	800,001円から1,160,000円まで	82,400	8,240
	8	1,160,001円から1,650,000円まで	102,000	10,200
	9	1,650,001円から2,260,000円まで	123,400	12,340
	10	2,260,001円から3,000,000円まで	147,000	14,700
	11	3,000,001円から3,960,000円まで	172,500	17,250
	12	3,960,001円から5,030,000円まで	199,900	19,990
	13	5,003,001円から6,270,000円まで	229,400	22,940
	14	6,270,001円以上	全額	徴収金の額の欄に掲げる額の10分の1に相当する額(その額が26,300円に満たない場合は、26,300円)

注1 前年分の所得税又は当該年度分の市町村民税の課税状況が判明しない場合は、前々年分の所得税又は前年度分の市町村民税による。

2 この表において「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は、適用しないものとする。）の額をいう。この場合において、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

3 この表において「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）租税特別措置法（昭和32年法律第26号）所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によつて計算された所得税の額（この所得税を計算する場合には、所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3項までの規定、租税特別措置法第41条第1項及び第2項、第41条の2並びに第41条の19の2第1項の規定並びに租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条の規定は、適用しないものとする。）をいう。

4 この表において「全額」とは、当該受療者の措置に要した費用につき、県の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による各保険者又は県の負担額を差し引いた額をいう。

様式第15号を次のように改める。

様式第15号（第13条関係）

養 育 医 療 費 徴 収 金 免 除 申 請 書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住 所
氏 名

印

母子保健規則第13条第1項の規定により、次のとおり養育医療費の徴収金の免除を申請します。

受療者	氏 名	養育医療券
	居住地	第 号
現在までの納付額	月 額	円 年 月分まで納付済
現在までの滞納額	年 月から	計 円
免除を必要とする理由	年 月まで	

注 申請書には、必要な証明書類を添付してください。

第2条 母子保健規則の一部を次のように改正する。

別表D階層の款を次のように改める。

D階層	A階層及びB階層を除き、前年分の所得税の課税世帯であつて、その所得税の年額区分が次の額である世帯	1	15,000円以下	10,800	1,080
		2	15,001円から40,000円まで	16,200	1,620
		3	40,001円から70,000円まで	22,400	2,240
		4	70,001円から183,000円まで	34,800	3,480
		5	183,001円から403,000円まで	49,400	4,940
		6	403,001円から703,000円まで	65,000	6,500
		7	703,001円から1,078,000円まで	82,400	8,240
		8	1,078,001円から1,632,000円まで	102,000	10,200
		9	1,632,001円から2,303,000円まで	123,400	12,340
		10	2,303,001円から3,117,000円まで	147,000	14,700
		11	3,117,001円から4,173,000円まで	172,500	17,250
		12	4,173,001円から5,334,000円まで	199,900	19,990
		13	5,334,001円から6,674,000円まで	229,400	22,940

	14	6,674,001円以上	全額	徴収金の額の欄に掲げる額の10分の1に相当する額(その額が26,300円に満たない場合は、26,300円)
--	----	--------------	----	-------------------------------------------------------

別表注3中「、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)」を削り、「第41条第1項及び第2項、第41条の2並びに第41条の19の2第1項」を「第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年7月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の母子保健規則の規定は、平成20年4月1日以降の措置に要する費用について適用し、同日前の措置に要する費用については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の母子保健規則の規定は、平成20年7月1日以降の措置に要する費用の徴収等について適用し、同日前の措置に要する費用の徴収等については、なお従前の例による。

工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

兵庫県知事 井戸 敏 三

兵庫県規則第41号

工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則(昭和48年兵庫県規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表第3 工作機械の款フライス盤の項中「650円」を「800円」に改め、同款ボール盤の項金額の欄から砥石切断機の項金額の欄までを次のように改める。

1時間につき	500円
1時間につき	900円
1時間につき	750円
1時間につき	1,100円
1時間につき	550円
1時間につき	650円

別表第3 ゴム機械の款ゴムロールの項中「1,600円」を「2,400円」に改め、同款ペイトミルの項を削り、同款バンパリーミキサーの項金額の欄から同表合成樹脂機械の款合成樹脂ロールの項金額の欄までを次のように改める。

1時間につき	3,100円
1時間につき	2,100円

1時間につき	2,700円
1時間につき	500円
1時間につき	1,800円

別表第3 溶接機械の款アーク溶接機の項金額の欄からガス自動切断機の項金額の欄までを次のように改める。

1時間につき	850円
1時間につき	2,600円
1時間につき	2,400円

別表第3 加熱炉の款電気炉の項中「450円」を「1,200円」に改め、同款焼炭^{もどし}炉の項中「1,100円」を「1,500円」に改め、同表皮革機械の款ペーパーロール機の項金額の欄から吹付装置の項金額の欄までを次のように改める。

1時間につき	800円
1時間につき	750円
1時間につき	1,200円
1時間につき	600円
1時間につき	550円
1時間につき	650円

別表第3 皮革機械の款工業用ミシンの項中「350円」を「500円」に改め、同表繊維機械の款撚糸^{よじり}機の項中「400円」を「600円」に改め、同款部分整経機の項金額の欄から高温高压染色機の項金額の欄までを次のように改める。

1時間につき	500円
1時間につき	2,200円
1時間増すごとに	1,200円
1時間につき	500円
1時間につき	750円
1時間につき	500円
1時間につき	1,900円
1時間につき	1,100円
1時間につき	1,300円
1時間につき	1,100円
1時間につき	700円

別表第3 繊維機械の款真空熱処理装置の項中「900円」を「1,300円」に改め、同款チーズ乾燥機の項金額の欄及び脱水機の項金額の欄を次のように改める。

1時間につき	1,900円
1時間につき	500円

別表第3 繊維機械の款パーマントプレス機の項中「700円」を「1,000円」に改め、同款ドビーパンチング機の項金額の欄及びストライプ作成装置の項金額の欄を次のように改める。

1時間につき	450円
1時間につき	700円

別表第3 繊維機械の款全自動番手測定装置の項中「500円」を「550円」に改め、同款染液自動調液装置の項金額の欄及び編成性測定器の項金額の欄を次のように改める。

1時間につき	1,100円
1時間につき	500円

別表第3 試験機械の款走査型電子顕微鏡の項中「5,000円」を「5,900円」に改め、同款金属顕微鏡の項の次に次のように加える。

共焦点顕微鏡	1時間につき	1,200円
--------	--------	--------

別表第3 試験機械の款の蛍光エックス線分析装置の項を次のように改める。

化学状態分析用蛍光エックス線分析装置	1時間につき	2,600円
--------------------	--------	--------

別表第3 試験機械の款全自動元素分析装置の項中「1,600円」を「3,300円」に改め、同款焼成特性評価装置の項中「1,000円」を「1,200円」に改め、同款自動炭素硫黄分析装置の項中「2,650円」を「3,200円」に改め、同款キャピラリー電気泳動装置の項の次に次のように加える。

タンパク質・核酸電気泳動装置	1時間につき	5,100円
----------------	--------	--------

別表第3 試験機械の款微生物培養器の項の次に次のように加える。

凍結乾燥機	1時間につき	550円
-------	--------	------

別表第3 試験機械の款水素イオン濃度計の項中「350円」を「500円」に改め、同款分光光度計の項中「650円」を「700円」に改め、同款粘度計の項中「450円」を「750円」に改め、同款ゴム用引張試験機の項を削り、同款破裂試験機の項金額の欄及び屈曲試験機の項金額の欄を次のように改める。

1時間につき	500円
1時間につき	1,000円

別表第3 試験機械の款老化試験機の項中「500円」を「600円」に改め、同款摩耗試験機の項中「400円」を「900円」に改め、同款テーパー式摩耗試験機の項中「750円」を「1,000円」に改め、同款脆化温度試験機の項中「650円」を「1,200円」に改め、同款圧縮永久歪試験機の項中「350円」を「500円」に改め、同款粘着力測定器の項金額の欄及び反発弾性試験機の項金額の欄を次のように改める。

1時間につき	550円
1時間につき	650円

別表第3 試験機械の款マイクロ硬度計の項中「400円」を「550円」に改め、同款引張試験機の項を次のように改める。

繊維用万能材料試験機	1時間につき	1,600円
------------	--------	--------

別表第3 試験機械の款耐電圧測定装置の項中「350円」を「500円」に改め、同款回転六角ドラムの項金額の欄からリングクラッシャーの項金額の欄までを次のように改める。

1時間につき	550円
1時間につき	700円
1時間につき	600円
1時間につき	450円
1時間につき	450円

別表第3試験機械の款紙の剛さ試験機の項金額の欄から空気透過度試験機の項金額の欄までを次のように改める。

1時間につき	450円
1時間につき	500円
1時間につき	450円

別表第3試験機械の款熱風乾燥機の項中「400円」を「450円」に改め、同款攪拌機の項金額の欄から検尺機の項金額の欄までを次のように改める。

1時間につき	450円
1時間につき	550円
1時間につき	450円

別表第3試験機械の款フラットベットプレスの項中「350円」を「450円」に改め、同款電気植毛試験機の項金額の欄から防皺度測定機の項金額の欄までを次のように改める。

1時間につき	650円
1時間につき	500円
1時間につき	1,000円
1時間につき	650円

別表第3試験機械の款簡編試験機の項金額の欄及び試験用小型ドラムの項金額の欄を次のように改める。

1時間につき	650円
1時間につき	950円

別表第3試験機械の款試験用染色ドラムの項中「550円」を「700円」に改め、同款簡易給薬装置の項を削り、同款ノイズシミュレーターの項中「700円」を「800円」に改め、同款イミュニティ評価システムの項の次に次のように加える。

デジタルオシロスコープ	1時間につき	900円
-------------	--------	------

別表第3試験機械の款万能投影機の項中「450円」を「500円」に改め、同款エックス線透視装置の項の次に次のように加える。

低被ばくデジタルエックス線撮像装置	1時間につき	1,300円
-------------------	--------	--------

別表第4分析試験の款金額の欄から物理化学試験の款耐油性試験の項金額の欄までを次のように改める。

1 成分につき	4,000円
1 測定につき	2,700円
1 件につき	15,300円
1 件につき	7,100円
1 件につき	5,100円
1 測定につき	9,200円
1 件につき	10,100円
1 件 2 時間につき	10,100円
1 件につき	9,500円

別表第4 ゴム及び合成樹脂材料試験の款中「2,750円」を「4,100円」に改め、同表金属材料試験の款磁気試験の項を削り、同表包装及び包装材料試験の款傾斜衝撃試験の項中「3,750円」を「6,900円」に改め、同款衝撃試験の項その他のものの目金額の欄から耐折又は剛さ試験の項金額の欄までを次のように改める。

1 件につき	6,800円
1 件につき	4,500円
1 件につき	6,900円
1 件につき	7,500円
1 件につき	9,200円
1 件につき	4,800円
1 件につき	1,700円
1 測定につき	6,800円
1 件につき	4,500円
1 件につき	4,500円
1 件につき	6,800円

別表第4 織物及び繊維材料試験の款保温性試験の項金額の欄から繊維混用率試験の項金額の欄までを次のように改める。

1 件につき	2,500円
1 件につき	9,900円
1 件につき	5,100円
1 件につき	7,650円
1 件につき	4,700円
1 件につき	1,400円
1 件につき	11,500円
1 件につき	12,300円

1 平方メートルにつき	2,100円
1 件につき	7,800円
1 件につき	3,100円
1 件につき	900円
1 試料 1 成分につき	7,300円
1 成分増すごとに	6,000円
1 件につき	7,100円

別表第 4 織物及び繊維材料試験の款分光光度試験の項金額の欄から皮革材料試験の款光沢度測定の項金額の欄までを次のように改める。

1 件につき	6,200円
1 測定につき	2,100円
1 件につき	8,550円
1 件につき	1,200円
1 測定につき	1,500円

別表第 4 皮革材料試験の款摩耗試験の項中「2,100円」を「2,800円」に改め、同款引張強さ試験又は伸び試験の項金額の欄から屈曲試験の項金額の欄までを次のように改める。

1 件につき	2,100円
1 件につき	2,100円
1 件につき	2,100円
1 件につき	2,300円

別表第 4 皮革材料試験の款可塑性試験の項金額の欄から厚さ測定の項金額の欄までを次のように改める。

1 件につき	3,400円
1 件につき	3,600円
1 件につき	2,100円
1 件につき	2,400円
1 件につき	2,100円
1 件につき	2,200円
1 件 6 時間につき	4,800円
1 件につき	1,900円
1 件につき	8,300円
1 測定につき	4,700円
1 測定につき	1,100円

別表第 5 繊維染色加工の款糊付加工の項金額の欄からセット加工の項金額の欄までを次のように改める。

1 キログラムにつき	12,150円
1 件につき	7,300円
1 キログラムにつき	3,000円
1 件につき	7,300円

別表第5 繊維染色加工の款電気植毛加工の項金額の欄からその他の加工の款設計又は製図の項金額の欄までを次のように改める。

1 件につき	4,800円
1 件につき	10,200円
1 件につき	14,400円
1 件 1 時間につき	6,300円
1 時間増すごとに	5,200円
1 件 1 時間につき	15,000円
1 時間増すごとに	4,700円
1 時間につき	4,600円
1 時間につき	4,700円

別表第5 その他の加工の款熱間等方圧加工装置による加工の項を削り、同款プラズマ浸炭装置による加工の項金額の欄及び皮革なめし加工の項金額の欄を次のように改める。

1 件につき	13,500円
1 件につき	27,600円

附 則

この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第42号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに第65条」を「、第64条第2項、第65条、第71条第3項並びに第72条」に改める。

第47条を第53条とし、同条の前に次の1条を加える。

（指定管理者の管理）

第52条 条例第70条の規定により県営住宅及び共同施設の管理を同条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行う場合には、条例に基づく権限のうち、条例第64条第1項、第67条、第68条及び第69条第1項に基づく権限は、指定管理者が行うものとする。

第46条を第51条とし、第45条の次に次の5条を加える。

（駐車場の名称、位置等）

第46条 条例第64条第2項に規定する駐車場の名称、位置等は、別表第5のとおりとする。

（駐車場の利用許可申請書等）

第47条 条例第65条に規定する申請書は、様式第28号によるものとする。

2 条例第65条に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 利用の許可を受けようとする駐車場の名称
- (3) 駐車場の利用に係る自動車の登録番号及び種別
- (4) 駐車場の利用開始予定年月日

3 第1項の申請書には、自動車検査証の写しその他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(駐車場利用許可書)

第48条 条例第67条の規定による利用許可をする旨の通知は、様式第29号の駐車場利用許可書を交付することにより行うものとする。

(申請内容の変更等の届出)

第49条 条例第68条第1項の規定による届出をしようとする者は、様式第30号の駐車場利用変更届に、変更に係る事項を証する書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

2 条例第68条第2項の規定による届出をしようとする者は、様式第31号の駐車場利用廃止届を知事に提出しなければならない。

(駐車場の利用料金の限度額)

第50条 条例第71条第3項に規定する規則で定める額は、別表第5のとおりとする。

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5 (第46条、第50条関係)

名称	位置	1区画当たりの 月額限度額
		円
魚崎南高層住宅駐車場	神戸市東灘区魚崎南町5丁目	16,000
青木住宅駐車場	神戸市東灘区北青木1丁目	16,000
深江北町第2住宅駐車場	神戸市東灘区深江北町5丁目	16,000
本庄高層住宅駐車場	神戸市東灘区本庄町2丁目	16,000
本山南町鉄筋住宅駐車場	神戸市東灘区本山南町2丁目	16,000
岩屋北町高層住宅駐車場	神戸市灘区岩屋北町4丁目	21,000
楠丘高層住宅駐車場	神戸市灘区楠丘町3丁目	21,000
灘の浜高層住宅駐車場	神戸市灘区摩耶海岸通2丁目	21,000
大倉山住宅駐車場	神戸市兵庫区馬場町	18,000
大開高層住宅駐車場	神戸市兵庫区大開通8丁目	18,000
明和高層住宅駐車場	神戸市兵庫区明和通2丁目	18,000
中村鉄筋住宅駐車場	神戸市長田区真野町	18,000
西尻池高層住宅駐車場	神戸市長田区西尻池町1丁目	18,000
白川台鉄筋住宅駐車場	神戸市須磨区白川台2丁目	12,000
白川台東住宅駐車場	神戸市須磨区白川台4丁目	12,000
水野鉄筋住宅駐車場	神戸市須磨区水野町	12,000
明石舞子高層住宅駐車場	神戸市垂水区南多聞台1丁目	9,000
明石舞子北鉄筋住宅駐車場	神戸市垂水区神陵台1丁目及び6丁目	9,000

小束山高層住宅駐車場	神戸市垂水区多聞町	9,000
下畑住宅駐車場	神戸市垂水区下畑町	9,000
城が山鉄筋住宅駐車場	神戸市垂水区城が山5丁目	9,000
新多聞鉄筋住宅駐車場	神戸市垂水区学が丘3丁目	9,000
新多聞第2鉄筋住宅駐車場	神戸市垂水区本多聞2丁目	9,000
高丸住宅駐車場	神戸市垂水区高丸5丁目	9,000
高丸第2鉄筋住宅駐車場	神戸市垂水区高丸5丁目	9,000
東垂水鉄筋住宅駐車場	神戸市垂水区青山台6丁目	9,000
南多聞台第1鉄筋住宅駐車場	神戸市垂水区南多聞台4丁目	9,000
南多聞台第2鉄筋住宅駐車場	神戸市垂水区南多聞台2丁目	9,000
南多聞台第3鉄筋住宅駐車場	神戸市垂水区南多聞台5丁目	9,000
南多聞台第4住宅駐車場	神戸市垂水区南多聞台6丁目	9,000
南多聞台第5住宅駐車場	神戸市垂水区南多聞台2丁目	9,000
南多聞台第6住宅駐車場	神戸市垂水区南多聞台7丁目	9,000
桃山台高層住宅駐車場	神戸市垂水区桃山台1丁目	9,000
桃山台第2鉄筋住宅駐車場	神戸市垂水区桃山台1丁目	9,000
桃山台第3鉄筋住宅駐車場	神戸市垂水区桃山台5丁目	9,000
鹿の子台南鉄筋住宅駐車場	神戸市北区鹿の子台南町6丁目	7,000
大倉山高層住宅駐車場	神戸市中央区下山手通7丁目	25,000
大日高層住宅駐車場	神戸市中央区大日通1丁目	25,000
南本町住宅駐車場	神戸市中央区南本町通4丁目	25,000
脇の浜高層住宅駐車場	神戸市中央区脇浜海岸通3丁目	25,000
赤羽鉄筋住宅駐車場	神戸市西区伊川谷町有瀬	9,500
有瀬住宅駐車場	神戸市西区伊川谷町有瀬	9,500
伊川谷高層住宅駐車場	神戸市西区伊川谷町有瀬	9,500
伊川谷第2高層住宅駐車場	神戸市西区伊川谷町有瀬	9,500
押部谷鉄筋住宅駐車場	神戸市西区押部谷町福住	9,500
木幡鉄筋住宅駐車場	神戸市西区押部谷町木幡	9,500
玉津居住高層住宅駐車場	神戸市西区玉津町居住	9,500
玉津今津高層住宅駐車場	神戸市西区玉津町今津	9,500
玉津今津鉄筋住宅駐車場	神戸市西区玉津町今津	9,500
玉津出合鉄筋住宅駐車場	神戸市西区玉津町出合	9,500
緑が丘鉄筋住宅駐車場	神戸市西区高雄台	9,500

竜が岡高層住宅駐車場	神戸市西区竜が丘 4 丁目	9,500
姫路青山第 2 鉄筋住宅駐車場	姫路市青山南 1 丁目	6,000
姫路青山第 3 鉄筋住宅駐車場	姫路市青山西 5 丁目	6,000
姫路英賀清水鉄筋住宅駐車場	姫路市飾磨区英賀清水町 3 丁目	6,000
姫路網干鉄筋住宅駐車場	姫路市網干区津市場	6,000
姫路今在家住宅駐車場	姫路市飾磨区今在家 4 丁目	6,000
姫路江鮎鉄筋住宅駐車場	姫路市豊富町甲丘 1 丁目	6,000
姫路大津鉄筋住宅駐車場	姫路市大津区天神町 2 丁目	6,000
姫路勝原鉄筋住宅駐車場	姫路市勝原区宮田	6,000
姫路勝原第 2 鉄筋住宅駐車場	姫路市勝原区下太田	6,000
姫路構鉄筋住宅駐車場	姫路市飾磨区構 5 丁目	6,000
姫路御着鉄筋住宅駐車場	姫路市御国野町御着	6,000
姫路西庄第 2 鉄筋住宅駐車場	姫路市西庄	6,000
姫路書写鉄筋住宅駐車場	姫路市書写	6,000
姫路書写台住宅駐車場	姫路市書写台 3 丁目	6,000
姫路白浜住宅駐車場	姫路市白浜町甲	6,000
姫路白浜第 3 鉄筋住宅駐車場	姫路市白浜町	6,000
姫路白浜南高層住宅駐車場	姫路市白浜町甲	6,000
姫路城山高層住宅駐車場	姫路市広畑区城山町	6,000
姫路田寺鉄筋住宅駐車場	姫路市田寺東 2 丁目	6,000
姫路辻井鉄筋住宅駐車場	姫路市辻井 3 丁目	6,000
姫路土山鉄筋住宅駐車場	姫路市土山 3 丁目	6,000
姫路西夢前台鉄筋住宅駐車場	姫路市広畑区西夢前台 5 丁目	6,000
姫路野里鉄筋住宅駐車場	姫路市野里	6,000
姫路東阿保住宅駐車場	姫路市四郷町東阿保	6,000
姫路日出住宅駐車場	姫路市日出町 3 丁目	6,000
姫路神子岡前高層住宅駐車場	姫路市神子岡前 1 丁目	6,000
姫路矢倉鉄筋住宅駐車場	姫路市飾磨区矢倉町 2 丁目	6,000
姫路家中高層住宅駐車場	姫路市広畑区才	6,000
姫路夢前台住宅駐車場	姫路市広畑区西夢前台 5 丁目	6,000
姫路六角高層住宅駐車場	姫路市菅生台	6,000
夢前清水谷住宅駐車場	姫路市夢前町置本	6,000
尼崎猪名寺高層住宅駐車場	尼崎市猪名寺 3 丁目	15,500

尼崎大庄住宅駐車場	尼崎市蓬川町	15,500
尼崎尾浜高層住宅駐車場	尼崎市尾浜町2丁目	15,500
尼崎金楽寺鉄筋住宅駐車場	尼崎市金楽寺町1丁目	15,500
尼崎杭瀬住宅駐車場	尼崎市常光寺2丁目	15,500
尼崎食満高層住宅駐車場	尼崎市食満7丁目	15,500
尼崎小中島鉄筋住宅駐車場	尼崎市小中島	15,500
尼崎長洲高層住宅駐車場	尼崎市長洲本通1丁目	15,500
尼崎七松町高層住宅駐車場	尼崎市七松町3丁目	15,500
尼崎西川住宅駐車場	尼崎市西川1丁目	15,500
尼崎西川高層住宅駐車場	尼崎市西川1丁目	15,500
尼崎西昆陽高層住宅駐車場	尼崎市西昆陽2丁目	15,500
尼崎西難波鉄筋住宅駐車場	尼崎市西難波町6丁目	15,500
尼崎東難波高層住宅駐車場	尼崎市東難波町3丁目	15,500
尼崎水堂高層住宅駐車場	尼崎市水堂町4丁目	15,500
尼崎武庫高層住宅駐車場	尼崎市武庫町1丁目	15,500
尼崎武庫川高層住宅駐車場	尼崎市元浜町4丁目	15,500
尼崎武庫之荘鉄筋住宅駐車場	尼崎市武庫之荘8丁目	15,500
西昆陽鉄筋住宅駐車場	尼崎市西昆陽1丁目	15,500
浜鉄筋住宅駐車場	尼崎市西川2丁目	15,500
明石魚住住宅駐車場	明石市魚住町住吉3丁目	8,000
明石江井島鉄筋住宅駐車場	明石市大久保町江井島	8,000
明石江井島第2鉄筋住宅駐車場	明石市大久保町江井島	8,000
明石大久保住宅駐車場	明石市大久保町山手台1丁目及び2丁目	8,000
明石大久保第2鉄筋住宅駐車場	明石市大久保町大窪	8,000
明石大久保南鉄筋住宅駐車場	明石市大久保町西脇	8,000
明石金ヶ崎鉄筋住宅駐車場	明石市魚住町金ヶ崎	8,000
明石金ヶ崎第2鉄筋住宅駐車場	明石市魚住町金ヶ崎	8,000
明石貴崎鉄筋住宅駐車場	明石市貴崎4丁目	8,000
明石清水高層住宅駐車場	明石市魚住町清水	8,000
明石清水第2高層住宅駐車場	明石市魚住町清水	8,000
明石清水鉄筋住宅駐車場	明石市魚住町清水	8,000
明石長坂寺鉄筋住宅駐車場	明石市魚住町長坂寺	8,000
明石西二見鉄筋住宅駐車場	明石市二見町西二見	8,000

明石林崎住宅駐車場	明石市宮の上	8,000
明石林崎第2鉄筋住宅駐車場	明石市林崎町3丁目	8,000
明石東二見高層住宅駐車場	明石市二見町東二見	8,000
明石東二見第2高層住宅駐車場	明石市二見町東二見	8,000
明石東二見第3高層住宅駐車場	明石市二見町東二見	8,000
明石舞子鉄筋住宅駐車場	明石市松が丘1丁目	8,000
明石舞子南鉄筋住宅駐車場	明石市松が丘5丁目	8,000
明石南王子住宅駐車場	明石市南王子町	8,000
明石守池住宅駐車場	明石市魚住町清水	8,000
大久保鉄筋住宅駐車場	明石市大久保町山手台1丁目	8,000
西明石鉄筋住宅駐車場	明石市西明石町2丁目	8,000
愛宕山鉄筋住宅駐車場	西宮市愛宕山	16,000
上甲子園鉄筋住宅駐車場	西宮市上甲子園2丁目	16,000
西宮上ヶ原鉄筋住宅駐車場	西宮市上ヶ原五番町	16,000
西宮上之町鉄筋住宅駐車場	西宮市上之町	16,000
西宮北口高層住宅駐車場	西宮市高畑町	16,000
西宮甲子園鉄筋住宅駐車場	西宮市甲子園綱引町	16,000
西宮甲東園鉄筋住宅駐車場	西宮市上甲東園3丁目	16,000
西宮高須鉄筋住宅駐車場	西宮市高須町1丁目	16,000
西宮巽住宅駐車場	西宮市今津巽町	16,000
西宮段上鉄筋住宅駐車場	西宮市段上町3丁目	16,000
西宮浜高層住宅駐車場	西宮市西宮浜4丁目	16,000
西宮樋ノ口住宅駐車場	西宮市樋ノ口町2丁目	16,000
西宮真砂高層住宅駐車場	西宮市今津真砂町	16,000
西宮南甲子園鉄筋住宅駐車場	西宮市南甲子園2丁目	16,000
西宮六軒町鉄筋住宅駐車場	西宮市六軒町	16,000
西宮六軒町第2鉄筋住宅駐車場	西宮市六軒町	16,000
浜松原鉄筋住宅駐車場	西宮市浜松原町	16,000
東町鉄筋住宅駐車場	西宮市東町1丁目	16,000
五色都志鉄筋住宅駐車場	洲本市五色町都志	5,000
洲本宇原鉄筋住宅駐車場	洲本市宇原	5,000
洲本上加茂鉄筋住宅駐車場	洲本市上加茂	5,000
南芦屋浜高層住宅駐車場	芦屋市陽光町	12,000

伊丹荒牧高層住宅駐車場	伊丹市荒牧 5 丁目	10,000
伊丹荒牧鉄筋住宅駐車場	伊丹市荒牧 6 丁目	10,000
伊丹小松原鉄筋住宅駐車場	伊丹市西野 8 丁目	10,000
伊丹鈴原鉄筋住宅駐車場	伊丹市鈴原町 4 丁目	10,000
伊丹鶴田高層住宅駐車場	伊丹市荒牧 6 丁目	10,000
伊丹鶴田鉄筋住宅駐車場	伊丹市荒牧 6 丁目	10,000
伊丹西桑津高層住宅駐車場	伊丹市桑津 1 丁目	10,000
伊丹西野鉄筋住宅駐車場	伊丹市西野 3 丁目	10,000
伊丹西野第 4 鉄筋住宅駐車場	伊丹市西野 5 丁目	10,000
伊丹西野第 5 鉄筋住宅駐車場	伊丹市西野 3 丁目	10,000
伊丹南町高層住宅駐車場	伊丹市南町 3 丁目	10,000
伊丹森本高層住宅駐車場	伊丹市森本 1 丁目	10,000
相生若狭野高層住宅駐車場	相生市若狭野町八洞	2,000
相生若狭野鉄筋住宅駐車場	相生市若狭野町八洞	2,000
出石室見台鉄筋住宅駐車場	豊岡市出石町細見	4,000
豊岡今森鉄筋住宅駐車場	豊岡市今森	4,000
豊岡高屋鉄筋住宅駐車場	豊岡市高屋	4,000
日高国府高層住宅駐車場	豊岡市日高町上石	4,000
加古川粟津鉄筋住宅駐車場	加古川市加古川町粟津	6,000
加古川河原鉄筋住宅駐車場	加古川市加古川町河原	6,000
加古川神野高層住宅駐車場	加古川市新神野 7 丁目	6,000
加古川神野第 2 高層住宅駐車場	加古川市新神野 2 丁目	6,000
加古川神野住宅駐車場	加古川市新神野 7 丁目	6,000
加古川城の宮鉄筋住宅駐車場	加古川市平岡町山之上	6,000
加古川船頭高層住宅駐車場	加古川市米田町船頭	6,000
加古川西鉄筋住宅駐車場	加古川市加古川町西河原	6,000
加古川野口鉄筋住宅駐車場	加古川市野口町水足	6,000
加古川平岡鉄筋住宅駐車場	加古川市平岡町土山	6,000
加古川別府鉄筋住宅駐車場	加古川市別府町新野辺北町 3 丁目	6,000
龍野中臣住宅駐車場	たつの市揖保町中臣	2,500
新宮中野庄住宅駐車場	たつの市新宮町中野庄	2,500
新宮船渡鉄筋住宅駐車場	たつの市新宮町船渡	2,500
新宮向畑住宅駐車場	たつの市新宮町新宮	2,500

赤穂尾崎鉄筋住宅駐車場	赤穂市尾崎	3,000
赤穂千鳥高層住宅駐車場	赤穂市中広	3,000
赤穂中広鉄筋住宅駐車場	赤穂市中広	3,000
赤穂湯ノ内鉄筋住宅駐車場	赤穂市大津	3,000
黒田庄黒田鉄筋住宅駐車場	西脇市黒田庄町黒田	3,000
西脇鹿野住宅駐車場	西脇市鹿野町	3,000
西脇谷町鉄筋住宅駐車場	西脇市谷町	3,000
西脇日野ヶ丘住宅駐車場	西脇市富吉南町	3,000
宝塚安倉南住宅駐車場	宝塚市安倉南 1 丁目	12,000
宝塚旭町高層住宅駐車場	宝塚市旭町 3 丁目	12,000
宝塚泉町鉄筋住宅駐車場	宝塚市泉町	12,000
宝塚切畑住宅駐車場	宝塚市山手台西 4 丁目	12,000
宝塚口谷東住宅駐車場	宝塚市口谷東 3 丁目	12,000
宝塚御所ノ前鉄筋住宅駐車場	宝塚市伊子志 4 丁目	12,000
宝塚中筋高層住宅駐車場	宝塚市中筋山手 5 丁目	12,000
宝塚福井鉄筋住宅駐車場	宝塚市福井町	12,000
宝塚山本鉄筋住宅駐車場	宝塚市山本丸橋 2 丁目	12,000
宝塚山本第 2 鉄筋住宅駐車場	宝塚市山本丸橋 4 丁目	12,000
宝塚山本野里鉄筋住宅駐車場	宝塚市山本野里 1 丁目	12,000
三木朝日ヶ丘住宅駐車場	三木市別所町朝日ヶ丘	4,000
三木高木鉄筋住宅駐車場	三木市別所町高木	4,000
高砂鉄筋住宅駐車場	高砂市西畑 3 丁目	5,000
高砂伊保崎南鉄筋住宅駐車場	高砂市伊保崎南	5,000
高砂春日野住宅駐車場	高砂市春日野町	5,000
高砂時光寺鉄筋住宅駐車場	高砂市時光寺町	5,000
高砂竜山鉄筋住宅駐車場	高砂市竜山 1 丁目	5,000
高砂松波町高層住宅駐車場	高砂市高砂町松波町	5,000
高砂米田鉄筋住宅駐車場	高砂市米田団地	5,000
川西けやき坂高層住宅駐車場	川西市けやき坂 5 丁目	9,000
川西下加茂高層住宅駐車場	川西市下加茂 2 丁目	9,000
川西清和台鉄筋住宅駐車場	川西市清和台東 2 丁目	9,000
川西清和台東高層住宅駐車場	川西市清和台東 2 丁目	9,000
川西東多田鉄筋住宅駐車場	川西市多田桜木 1 丁目	9,000

小野田園町住宅駐車場	小野市田園町	3,500
三田大池高層住宅駐車場	三田市西山1丁目	7,000
三田大池鉄筋住宅駐車場	三田市西山1丁目	7,000
三田狭間が丘鉄筋住宅駐車場	三田市狭間が丘5丁目	7,000
三田富士が丘高層住宅駐車場	三田市富士が丘3丁目	7,000
三田武庫が丘高層住宅駐車場	三田市武庫が丘7丁目	7,000
三田武庫が丘鉄筋住宅駐車場	三田市武庫が丘4丁目	7,000
三田武庫が丘第2鉄筋住宅駐車場	三田市武庫が丘1丁目	7,000
加西東高室住宅駐車場	加西市北条町東高室	3,000
加西北条鉄筋住宅駐車場	加西市北条町北条	3,000
篠山乾新町鉄筋住宅駐車場	篠山市乾新町	3,500
篠山郡家テラス住宅駐車場	篠山市郡家	3,500
篠山吹上鉄筋住宅駐車場	篠山市吹上	3,500
篠山糯ヶ坪住宅駐車場	篠山市糯ヶ坪	3,500
八鹿伊佐鉄筋住宅駐車場	養父市八鹿町伊佐	2,500
八鹿九鹿鉄筋住宅駐車場	養父市八鹿町九鹿	2,500
養父広谷上箇鉄筋住宅駐車場	養父市上箇	2,500
青垣佐治鉄筋住宅駐車場	丹波市青垣町佐治	4,000
市島中竹田鉄筋住宅駐車場	丹波市市島町中竹田	4,000
春日中山鉄筋住宅駐車場	丹波市春日町中山	4,000
氷上石生住宅駐車場	丹波市氷上町石生	4,000
緑倭文鉄筋住宅駐車場	南あわじ市倭文長田	2,000
一宮尾崎鉄筋住宅駐車場	淡路市尾崎	5,000
一宮北山鉄筋住宅駐車場	淡路市北山	5,000
一宮北山第2鉄筋住宅駐車場	淡路市北山	5,000
津名塩尾鉄筋住宅駐車場	淡路市塩尾	5,000
津名中田鉄筋住宅駐車場	淡路市中田	5,000
東浦久留麻第2鉄筋住宅駐車場	淡路市久留麻	5,000
北淡浅野南鉄筋住宅駐車場	淡路市浅野南	5,000
北淡育波鉄筋住宅駐車場	淡路市育波	5,000
一宮須行名鉄筋住宅駐車場	宍粟市一宮町須行名	2,000
山崎横須鉄筋住宅駐車場	宍粟市山崎町横須	2,000
社梶原鉄筋住宅駐車場	加東市梶原	5,000

社上中鉄筋住宅駐車場	加東市上中2丁目	5,000
猪名川白金鉄筋住宅駐車場	川辺郡猪名川町白金1丁目	6,000
加美寺内住宅駐車場	多可郡多可町加美区寺内	2,500
中町安坂鉄筋住宅駐車場	多可郡多可町中区安坂	2,500
八千代下野間住宅駐車場	多可郡多可町八千代区下野間	2,500
稲美上新田住宅駐車場	加古郡稲美町加古	4,000
稲美国安鉄筋住宅駐車場	加古郡稲美町国安	4,000
播磨野添鉄筋住宅駐車場	加古郡播磨町野添	5,000
播磨本荘鉄筋住宅駐車場	加古郡播磨町宮北1丁目	5,000
市川坂戸鉄筋住宅駐車場	神崎郡市川町坂戸	3,000
大河内新野鉄筋住宅駐車場	神崎郡神河町新野	3,000
太子天満山鉄筋住宅駐車場	揖保郡太子町天満山	4,000
上郡播磨科学公園都市高層住宅駐車場	赤穂郡上郡町光都2丁目	4,000

様式第27号の次に次の4様式を加える。

様式第28号（第47条関係）

駐 車 場 利 用 許 可 申 請 書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所.....
 県営.....住宅 第 号棟 第 号
 氏名.....
 電話(.....).....番

次のとおり県営住宅の駐車場を利用したいので申請します。

駐 車 場 の 名 称		駐 車 場		
駐車場の利用に 係る自動車	登 録 番 号			
	種 別	1 普 通	2 小 型	3 軽
利 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日		
管 理 人 受 付 年 月 日		管 理 人 氏 名		

（注） 駐車場の利用に係る自動車の種別の欄は、該当する番号に 印を記載してください。
添付書類 当該駐車場の利用に係る自動車の自動車検査証の写し

様式第29号（第48条関係）

駐 車 場 利 用 許 可 書

兵庫県指令 第 号

住 所.....
.....
氏 名.....

年 月 日付けで申請のあつた駐車場の利用については、兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例第64条の規定により、下記のとおり許可します。

年 月 日

兵庫県知事 印

記

- 1 駐 車 場 名 駐車場第.....号区画
- 2 利 用 料 金 円
- 3 利 用 開 始 の 日 年 月 日

様式第30号（第49条関係）

駐 車 場 利 用 変 更 届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所.....
 県 庁..... 住 宅 第 号 棟 第 号
 氏 名.....
 電 話 (.....)..... 番

次のとおり変更がありましたので届け出ます。

駐 車 場 名			駐 車 場 第 号 区 画	
変 更 に 係 る 事 項	駐 車 場 の 利 用 に 係 る 自 動 車	登 録 番 号	変 更 前	変 更 後
		種 別		
	届 出 者 の 氏 名 又 は 住 所	氏 名		
		住 所		
管 理 人 受 付 年 月 日		管 理 人 氏 名		

様式第31号（第49条関係）

駐 車 場 利 用 廃 止 届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所.....
 県 庁..... 住 宅 第 号 棟 第 号
 氏 名.....
 電 話 (.....)..... 番

次のとおり駐車場の利用を廃止しますので届け出ます。

駐 車 場 名		駐 車 場 第 号 区 画	
廃 止 予 定 年 月 日		年 月 日	
管 理 人 受 付 年 月 日		管 理 人 氏 名	

（注） 廃止予定年月日の30日前までに提出してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
(平成20年10月1日から条例の規定を適用する規則で定める県営住宅の駐車場)
- 2 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成20年兵庫県条例第27号)附則第2項に規定する規則で定める県営住宅の駐車場は、次のとおりとする。

名称	位置
青木住宅駐車場	神戸市東灘区北青木1丁目
本山南町鉄筋住宅駐車場	神戸市東灘区本山南町2丁目
中村鉄筋住宅駐車場	神戸市長田区真野町
明石舞子北鉄筋住宅駐車場	神戸市垂水区神陵台1丁目及び6丁目
城が山鉄筋住宅駐車場	神戸市垂水区城が山5丁目
新多聞第2鉄筋住宅駐車場	神戸市垂水区本多聞2丁目
桃山台高層住宅駐車場	神戸市垂水区桃山台1丁目
桃山台第2鉄筋住宅駐車場	神戸市垂水区桃山台1丁目
桃山台第3鉄筋住宅駐車場	神戸市垂水区桃山台5丁目
赤羽鉄筋住宅駐車場	神戸市西区伊川谷町有瀬
玉津居住高層住宅駐車場	神戸市西区玉津町居住
玉津今津鉄筋住宅駐車場	神戸市西区玉津町今津
玉津出合鉄筋住宅駐車場	神戸市西区玉津町出合
姫路青山第3鉄筋住宅駐車場	姫路市青山西5丁目
姫路勝原鉄筋住宅駐車場	姫路市勝原区宮田
姫路西庄第2鉄筋住宅駐車場	姫路市西庄
姫路田寺鉄筋住宅駐車場	姫路市田寺東2丁目
姫路辻井鉄筋住宅駐車場	姫路市辻井3丁目
姫路土山鉄筋住宅駐車場	姫路市土山3丁目
姫路西夢前台鉄筋住宅駐車場	姫路市広畑区西夢前台5丁目
姫路野里鉄筋住宅駐車場	姫路市野里
姫路神子岡前高層住宅駐車場	姫路市神子岡前1丁目
尼崎尾浜高層住宅駐車場	尼崎市尾浜町2丁目
尼崎長洲高層住宅駐車場	尼崎市長洲本通1丁目
尼崎東難波高層住宅駐車場	尼崎市東難波町3丁目
尼崎武庫之荘鉄筋住宅駐車場	尼崎市武庫之荘8丁目
西昆陽鉄筋住宅駐車場	尼崎市西昆陽1丁目
浜鉄筋住宅駐車場	尼崎市西川2丁目

明石江井島鉄筋住宅駐車場	明石市大久保町江井島
明石大久保第2鉄筋住宅駐車場	明石市大久保町大窪
明石大久保南鉄筋住宅駐車場	明石市大久保町西脇
明石金ヶ崎鉄筋住宅駐車場	明石市魚住町金ヶ崎
明石金ヶ崎第2鉄筋住宅駐車場	明石市魚住町金ヶ崎
明石貴崎鉄筋住宅駐車場	明石市貴崎4丁目
明石清水鉄筋住宅駐車場	明石市魚住町清水
明石西二見鉄筋住宅駐車場	明石市二見町西二見
明石林崎第2鉄筋住宅駐車場	明石市林崎町3丁目
愛宕山鉄筋住宅駐車場	西宮市愛宕山
上甲子園鉄筋住宅駐車場	西宮市上甲子園2丁目
西宮巽住宅駐車場	西宮市今津巽町
西宮段上鉄筋住宅駐車場	西宮市段上町3丁目
西宮真砂高層住宅駐車場	西宮市今津真砂町
浜松原鉄筋住宅駐車場	西宮市浜松原町
東町鉄筋住宅駐車場	西宮市東町1丁目
洲本宇原鉄筋住宅駐車場	洲本市宇原
伊丹荒牧鉄筋住宅駐車場	伊丹市荒牧6丁目
伊丹小松原鉄筋住宅駐車場	伊丹市西野8丁目
伊丹鶴田高層住宅駐車場	伊丹市荒牧6丁目
伊丹鶴田鉄筋住宅駐車場	伊丹市荒牧6丁目
伊丹西野鉄筋住宅駐車場	伊丹市西野3丁目
加古川城の宮鉄筋住宅駐車場	加古川市平岡町山之上
加古川船頭高層住宅駐車場	加古川市米田町船頭
西脇谷町鉄筋住宅駐車場	西脇市谷町
宝塚口谷東住宅駐車場	宝塚市口谷東3丁目
宝塚御所ノ前鉄筋住宅駐車場	宝塚市伊子志4丁目
宝塚山本第2鉄筋住宅駐車場	宝塚市山本丸橋4丁目
宝塚山本野里鉄筋住宅駐車場	宝塚市山本野里1丁目
高砂鉄筋住宅駐車場	高砂市西畑3丁目
高砂春日野住宅駐車場	高砂市春日野町
高砂時光寺鉄筋住宅駐車場	高砂市時光寺町
高砂米田鉄筋住宅駐車場	高砂市米田団地

川西東多田鉄筋住宅駐車場	川西市多田桜木1丁目
三田狭間が丘鉄筋住宅駐車場	三田市狭間が丘5丁目
三田武庫が丘鉄筋住宅駐車場	三田市武庫が丘4丁目
加西北条鉄筋住宅駐車場	加西市北条町北条
養父広谷上箇鉄筋住宅駐車場	養父市上箇
八鹿伊佐鉄筋住宅駐車場	養父市八鹿町伊佐
一宮北山鉄筋住宅駐車場	淡路市北山
津名塩尾鉄筋住宅駐車場	淡路市塩尾
社上中鉄筋住宅駐車場	加東市上中2丁目
市川坂戸鉄筋住宅駐車場	神崎郡市川町坂戸